

空知教育センター組合議会公印規則

平成3年3月15日

議会規則 第1号

(趣旨)

第1条 本組合議会の公印は、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印は、議長名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、寸法及び管守箇所等は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者)

第4条 公印管守のため、公印管守責任者を置くものとする。

2 公印の管守責任者は、管守箇所の次長とする。

(登録)

第5条 公印管守責任者は、公印台帳(第1号様式)を備えて、公印を登録しなければならない。

2 公印管守責任者は、毎年1回以上公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(使用)

第6条 公印は、公文書発送等決裁後でなければ、これを使用してはならない。ただし、事前に決裁を要しない軽易なものについては、この限りではない。

2 公印を庁外に持出ししようとする者は、公印持出許可簿(第2号様式)により公印管守責任者の許可を得なければ、これを持出してはならない。

(保管)

第7条 公印の保管は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間中は、第4条に定める公印管守責任者が保管しなければならない。

(2) 勤務時間外は、所定の印箱に収納し、施錠設備のある金庫等に保管しなければならない。

(廃棄)

第8条 公印が、磨滅、損傷等により使用に堪えなくなったときは廃棄するものとし、公印管守責任者がこれを焼却処分しなければならない。

附 則

(施行月日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に登録又は使用されている公印は、この規則により登録又は使用されたものとみなす。

附 則 (平成18年6月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合議会会議規則の規定及び第2条の規定による改正後の空知教育センター組合議会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成23年6月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による規定による改正後の空知教育センター組合議会公印規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

名 称	書 体	寸 法	管守場所	使用範囲
空知教育センター組合 議会議長之印	てん書体	正方形 18×18mm	空知教育センター組合 事務局	公文書用

第1号様式（第5条関係）

公 印 台 帳

登録番号	登録年月日	名 称	印 影	材 質	管守箇所	備 考

第2号様式（第6条関係）

公 印 持 出 許 可 簿

	公印管守 責 任 者	主査	担当	公印の名称	用 件	持出場所	期間及び 返納月日	持出者 職 氏 名
許可							月 日 ～ 月 日	
返納							月 日 返納	
許可							月 日 ～ 月 日	
返納							月 日 返納	